

○被害者支援要員制度実施要領の制定について

(平成11年9月24日島警甲第5223号ほか各所属長あて県警察本部長例規通達)

最終改正 令和5年6月15日

被害者対策については、島根県警察被害者対策要綱に基づいて各種施策を推進しているところであるが、このうち、被害者対策で最も重要な被害直後の被害者等に対する支援活動を一層充実させるため、このたび別添のとおり「被害者支援要員制度実施要領」を制定し、平成11年11月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、実施所属以外の所属にあつては、被害者対策推進の参考とされたい。

記

1 被害者支援要員制度の目的

- (1) 被害者等の心情に配慮した直接的な支援を行うことにより、精神的被害の軽減と早期回復を図るとともに、警察活動に対する理解と協力を得る。
- (2) 被害者支援の担当者を指名することにより、捜査員の負担を軽減し、捜査員が捜査活動に専念できるようにする
- (3) 部内外の被害者支援に対する意識の高揚を図る。

2 解釈及び運用

(1) 被害者支援要員制度の対象となる被害者（第2関係）

所属長が特に被害者支援要員（以下「支援要員」という。）の運用を必要と認める被害者等とは、精神的被害が大きいストーカー事案、暴力団関係事件、恐喝事件、逮捕・監禁事件等の被害者等で、所属長が被害者等の境遇や事件の実態を総合的に判断して、支援活動を実施する必要性を認めたものをいう。

なお、被害者にも過失等があり、通常に対応で処理することが適切である場合には、発生実態等を把握している所属長が、被害者支援要員制度（以下「支援要員制度」という。）の運用の要否を判断すること。

(2) 統括責任者等の任務（第4関係）

ア 統括責任者

- (ア) 支援要員を指名するときは、警察署又は高速隊において対象事件を主管する課（係）又は班の業務量を考慮し、特定の課（係）又は班の負担が過重とならないように、所属において総合調整を実施すること。
- (イ) 支援要員が、被害者等の立場に立った支援活動を効果的に実施しているか、随時支援要員の活動内容を確認し管理すること。
- (ウ) 所属職員に対し、支援要員制度が被害者等の精神的被害の軽減・早期回復、捜査の効率的遂行等に役立たせるためのものであることについて、指導・教養を実施すること。

イ 実施責任者

対象事件の発生及びその後の捜査状況を最も把握している実施責任者に支援要員の運用責任があることを明確にした。

支援要員に対しては、被害者等に対する支援活動について個々具体的に指導教養

を実施すること。

ウ 支援要員

被害者等に対する支援活動を例示的に示したが、この他にも、自宅等への送迎、マスコミの取材からの保護措置等、被害者等の要望に基づく必要な支援活動を実施すること。

(3) 支援要員の指定及び解除（第5関係）

ア 指定

(ア) 支援要員の選考に当たっては、被害者支援に関する知識・技能、実務経験及び性格等を考慮すること。

(イ) 支援要員は、警察署の各課（係）及び高速隊の各班ごとに1人以上指定するものとするが、各警察署及び高速隊における対象事件の発生状況等から判断して、警察署の各課（係）及び高速隊の各班ごとに複数の支援要員を指定することも検討すること。

(ウ) 支援要員は、女性が対応することが好ましい場合が想定されることから、女性警察官が配置されていない所属においては、少年補導職員又は女性の一般職員を支援要員に指定することについても検討すること。

イ 被害者支援要員名簿の作成

対象事件を認知した際に、迅速・的確に支援要員を指名できるように被害者支援要員名簿を作成すること。

(4) 支援要員が対応すべき期間（第7関係）

支援要員が行う支援活動は、被害直後における被害者等の不安状態に対する危機介入的な支援活動に重点を置くことから、支援要員が対応すべき期間を対象事件を認知したときから、おおむね1週間とした。

しかし、所属長が、被害者等の実情や被疑者未検挙の場合を考慮して、支援要員による支援活動が必要と認める場合は、期間を延長するなど弾力的に運用すること。

別添

被害者支援要員制度実施要領

第1 趣旨

この要領は、被害者支援要員制度（以下「支援要員制度」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において、支援要員制度とは、被害者連絡実施要領の制定について（令和5年6月15日島広報甲第430号ほか本部長例規通達）により連絡対象事件（以下「対象事件」という。）に指定された事件の被害者（被害者が少年の場合は、保護者を含む。）又はその遺族若しくはその家族（以下「被害者等」という。）及び所属長が特に必要と認める被害者等に対し、被害者支援要員（以下「支援要員」という。）が支援活動を行うための制度をいう。

第3 実施体制

実施体制は、統括責任者、実施責任者及び支援要員（以下「統括責任者等」という。）とし、次の者をもって充てる。

- (1) 統括責任者は、警察署の副署長・次長及び島根県警察高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）の副隊長とする。
- (2) 実施責任者は、警察署及び高速隊において対象事件を主管する課（係）長及び分駐隊長とする。
- (3) 支援要員は、第5により指定された者とする。

第4 統括責任者等の任務

1 統括責任者は、所属長の指揮を受け、次の任務を行うものとする。

- (1) 支援要員制度の総合調整及び管理
- (2) 支援要員制度に関する教養

2 実施責任者は、統括責任者の指揮を受け、次の任務を行うものとする。

- (1) 被害者等への支援要員の運用
- (2) 支援要員に対する必要な指導・教養

3 支援要員は、実施責任者の指揮を受け、被害者等の意向に反しない限り、次の任務を行うものとする。この場合において、被害者支援を効果的に推進するため、被害者支援実施票（様式第1号）を作成するものとする。

なお、被害者連絡実施要領に定める被害者連絡担当者等において、既に実施した事項については、重ねて実施しないものとする。

- (1) 対象事件認知後早期の被害者等との面接による要望等の確認及びそれに基づく必要な措置
- (2) 医師の早期診察が必要な場合における病院への手配及び付添い
- (3) 被害届の作成、事情聴取、供述調書の作成等の付添い
- (4) 証拠資料の押収、還付等をする場合の付添い
- (5) 実況見分又は検証をする場合の付添い
- (6) 「被害者の手引」の交付及び説明
- (7) 被害者支援に役立つ機関・団体等の紹介、連絡及び調整

(8) その他被害回復に関して必要と認められる支援活動

第5 支援要員の指定及び解除

1 指定

(1) 所属長は、警部補以下の階級にある警察官又は副主査以下の職にある警察官以外の職員の中から、あらかじめ被害者支援に関して適任と認められる者を支援要員に指定するものとする。

(2) 支援要員は、原則として、警察署の各課（係）及び高速隊の各班ごとに1人以上指定するものとする。

2 解除

所属長は、支援要員に、人事異動、疾病その他やむを得ない理由が生じたときは、指定を解除するものとする。

3 所属長は、支援要員を指定・解除したときは、被害者支援要員名簿（様式第2号）により明らかにしておくとともに、その都度写しを警務部広報県民課長に送付するものとする。

第6 支援要員の指名

1 統括責任者は、対象事件を認知したときは、実施責任者と協議し、原則として、支援を行うべき被害者ごとに、警察署又は高速隊において対象事件を主管する課（係）又は班の中から支援要員を指名するものとする。ただし、警察署又は高速隊の実情に応じ、対象事件を主管する課（係）又は班以外から支援要員を指名することができるものとする。

2 当直責任者は、当直時間帯において対象事件を認知したときは、統括責任者又は実施責任者と協議し、支援要員を指名するものとする。

第7 支援要員が対応すべき期間

1 支援要員が対応すべき期間は、原則として、対象事件を認知したときから、おおむね1週間とする。

2 統括責任者は、被害者等が支援を拒否するなどした場合で、支援要員の対応を打ち切ることが適当であると認めたときは、所属長の指揮を受けて、被害者支援を打ち切るものとする。ただし、新たに対応すべき事情が生じたときは、所属長の指揮を受け、支援を再開するものとする。

第8 実施上の留意事項

1 統括責任者は、本制度の実施が、被害者等の心理的負担の軽減及び捜査の効率的遂行に役立つためのものであることを認識し、所属における円滑な実施に配慮すること。

2 実施責任者は、部門間の連絡・調整を密にし、特に支援要員の業務負担が過重にならないように配慮すること。

3 支援要員は、被害者連絡実施要領に定める連絡担当者等との緊密な連携の下に被害者支援を実施すること。

様式〔略〕